

平成21年度

健康家庭・健康被保険者表彰

今年度のすこやかさんは593名

当健保組合では、健康強調月間の10月、各事業所ごとに健康者表彰を行いました。

この表彰は、当健保組合の健康づくり事業の一つで、毎年実施しています。被保険者ならびに被扶養者の方が日ごろ健康管理に積極的に努力され、一度も保険証を使用しないで、元気に過ごされたことに対し、記念品をお贈りし、今後もより一層の健康づくりに努力していただくというものです。本年度の被表彰者は、健康家庭が6家庭、健康被保険者は593名です。

事業所	家庭	被保険者
呉		65
広島みどり		12
中信協		6
しまなみ	1	51
しまね		22
島根中央	1	33
日本海		20
倉吉	1	14
鳥取		20
米子		24
カード		3
おかやま		47
吉備		11
玉島	1	38
津山		23
日生		14
備前		17
備北		11
水島		21
岩国		7
西中国		59
萩		15
防府		11
山口		19
東山口	2	19
任意継続		11
合計	6	593

平成21年度 健康家庭・健康被保険者 事業所別内訳

出産育児一時金が **42万円** に引き上げ



女性被保険者や被扶養者が出産した場合、健康保険から「出産育児一時金」が支給されることになっています。従来は、1児につき38万円が支給されていましたが、平成21年10月1日より支給額が42万円に引き上げられました^{※1}。これは、緊急少子化対策の一環として厚生労働省が打ち出したものです。

ただし、この引き上げは、21年10月から23年3月までの暫定措置となります。

また、出産育児一時金の支給額の引き上げとあわせ、新たに「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払

制度」^{※2}が、導入されています。

これは、被保険者が、窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくてもすむようにすることを目的としてつくられたもので、健保組合から医療機関等へ直接、出産費用が支払われるしくみです。これによって、被保険者は健保組合にわざわざ一時金の請求をせずすむようになっています。

なお、この直接支払制度の開始にともない、出産育児一時金の受取代理制度は廃止されました。

※1 産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は、従来の35万円から39万円に引き上げ。産科医療補償制度とは、通常の妊娠・出産にもかかわらず、生まれた子どもが重度の脳性まひになったとき、看護や介護にかかる経済的負担を減らすため、補償金が支払われるしくみのことです。

※2 直接支払制度を導入していない医療機関等もありますので、詳しくは出産予定の医療機関等にお問い合わせください。

医療費の状況 (平成21年8月分)

	平成21年		平成20年		増減率 (%)	
	8月分(千円)	構成割合 (%)	8月分(千円)	構成割合 (%)		
医療費総額	109,220	100.0	101,811	100.0	7.3	
内訳	入院	39,607	36.3	33,320	32.7	18.9
	外来	42,124	38.5	41,199	40.5	2.2
	歯科	12,113	11.1	12,587	12.4	▲3.8
	調剤	14,302	13.1	13,826	13.6	3.4
	入院時食事	1,062	1.0	879	0.9	20.8
	訪問看護	12	—	0	0.0	0.0

	平成21年8月(人)	平成20年8月(人)	増減(人)	増減率(%)
被保険者数	6,337	6,312	25	0.4
被扶養者数	5,758	5,958	▲200	▲3.4

	平成21年8月分
前期高齢者該当者	117人
前期高齢者医療費	2,985千円

平成21年8月分の医療費の割合

